

満65歳以上(高齢者)のインフルエンザ予防接種について

広報9月号でインフルエンザ予防接種の助成対象期間に誤りがありましたので訂正し、お詫びします。

【正】助成対象期間

10月1日～平成24年12月末日まで

※上記期間中に限り無料で接種できます。

●問い合わせ先
健康福祉課 健康増進係 TEL 72-3111(内線164)

児童の虫歯予防処置 シーラントのお知らせ

初めての永久歯(6才臼歯)を虫歯から守るため、虫歯になりやすい奥歯の溝を薄いプラスチックの膜で覆う「シーラント」を行います。



希望される方は下記までお申し込みください。

- 日 時 12月15日(土)13:30~15:30 (1人につき10分程度 予約制)
- 場 所 げんきの杜 保健指導室
- 対象者 6才臼歯が生えている小学1・2年生 (小学校2年生は6才臼歯4本が完了していない方を対象)
- 費 用 無料
- 締め切り 12月7日(金)
※当日は歯みがきをしてきてください。

●問い合わせ先
健康福祉課 健康増進係 TEL 72-3111(内線164)

四種混合予防接種について

11月1日から三種混合ワクチン(破傷風・ジフテリア・百日咳)に不活化ポリオを加えた、四種混合ワクチンの接種を開始します。

接種対象となる方には通知でお知らせします。

- 対象年齢 生後3ヵ月から7歳6ヵ月未満
- 接種回数 4回(初回3回、追加1回)の接種が必要です。ただし、以下にあてはまる方は四種混合ワクチンの対象者となりません。
・生ポリオワクチンを1回接種している方
・単独の不活化ポリオワクチンを1回以上接種している方
・三種混合ワクチンを1回以上接種している方
- 接種方法 指定された医療機関で個別接種になります。

●問い合わせ先
健康福祉課 健康増進係 TEL 72-3111(内線164)

予防接種講演会のご案内 予防接種でお子さんを病気から守りましょう

発育とともに外出の機会が多くなると、感染症にかかる可能性も高くなります。

予防接種で防げる病気と、適切な接種時期、接種間隔などについての講演会を開催します。

当日は託児を行いますので多くの皆様のご参加をお待ちしています。

- 日 時 12月18日(火)14:00~15:00
- 場 所 たいへいの里 1階研修室 (入場無料)
- 講 師 さやの小児科 院長 佐佐野 義博氏
- 申し込み方法 12月12日(水)までにお申し込みください。

●問い合わせ先
健康福祉課 健康増進係 TEL 72-3111(内線163・164)

保健師だより

RSウイルス感染症について

毎年冬場を中心に流行するRSウイルス感染症が、例年より早い段階で急増し、流行の兆しをみせています。半数以上が1歳までに、ほとんどが3歳までには初感染し、その後も再感染を繰り返します。再感染するたびに症状は軽くなり、やがて普通の風邪症状でおさまるようになりますが、乳児が感染すると重症化しやすいため、特に注意が必要です。



- 感染経路** くしゃみ、咳に含まれるウイルスを吸い込むことによる飛沫感染、ウイルスの付着した手指などに目、鼻、口が触れることによる接触感染です。(手についたウイルスは30分間、ドアノブなどについたウイルスは6時間、感染力を持ちます)
- 潜伏期間** 感染後、発症するまでの期間は約4~6日です。
- 罹患期間** 病気にかかっている期間は約8~15日です。症状が落ち着いても、他の人にうつす可能性があります。
- 症 状** 感染すると鼻汁(水っぽい)、鼻づまり、咳、発熱などの風邪症状が現れます。大人が感染しても数日で治りますが、赤ちゃんが感染すると、3~4割が気管支炎や肺炎を発症し、激しい咳、呼吸困難、無呼吸発作を起こすことがありますので、早期の受診が必要です。今のところワクチンは開発されておらず、一般的な治療は不快な症状を和らげる対症療法のみです。
- 予防方法** RSウイルス流行期(10月頃から2月頃)には、こまめに手洗い、うがいをし、マスクを着用する。人が多く集まる場所を避ける。加湿する(RSウイルスは乾燥を好むため)。家庭内に発症した場合は、できるだけ隔離する(寝室は別にする)などして、症状が悪化する前に受診をしてください。

国民健康保険(国保)からのお知らせ

●国保の届出は14日以内に

転入、退職などで国保に加入する方、就職して社会保険に加入したため国保を脱退する方などは必ず届出が必要です。14日以内に必ず届出ましょう。

●交通事故にあったとき

交通事故などで第三者から傷病を受け病院にかかる場合は、すみやかに「第三者行為による傷病届」を役場窓口に提出してください。

●病院や薬局でもらった領収書は大切に保管しましょう

病院や薬局が発行する領収書は、皆さんが医療費を支払った大切な証拠書類であり、高額療養費の請求や確定申告で医療費控除を受ける際の添付資料として必要です。大切に保管しましょう。 ※医療費が高額になる見込みがある方は、事前に限度額認定証の交付を受けておくと、高額療養費の申請の手間がかからず便利です。

●診療明細書はもっていますか？

平成20年4月から領収書とは別に「診療明細書」も発行してくれます。明細書には、初診・再診、入院料、検査、投薬、注射などが、項目毎に詳しく記載されているので、どのような治療が行われたのか、どんな治療にどれだけ医療費がかかっているのかを知ることができます。診療内容に疑問や不安があるときは、明細書を基に医師や薬剤師に具体的に質問してみましょう。また、初めてかかる病院に明細書を持参すれば、過去の診療内容を医師に正確に伝えることもできます。病院窓口で診療明細書の発行を断らず、ご自身の確認資料として保管しておきましょう。(診療明細書は原則無料ですが、保険請求がコンピューター化されていない一部の医療機関では有料の場合があります。)

●医療費通知で受診の状況を振り返りましょう

医療費通知は国民健康保険加入者の皆様に健康や医療についての関心を高めていただくことを目的として、各世帯に年6回お届けしています。この通知で、どこの病院や薬局でどれくらい医療費を使ったのかをご確認いただけます。「〇〇病院にはかかった覚えがない」、「受診日数がおかしい」など、内容に疑問がある場合は健康福祉課までご連絡ください。医療費は、皆さんに納めていただいている保険税と国・県からの交付金等でまかなわれています。医療費通知の内容を参考に、医療費負担のしくみや健康について理解を深めていただき、国民健康保険事業の健全な運営にご協力ください。

●柔道整復師(整骨院・接骨院)の正しいかかりかた

整骨院や接骨院は、国家資格を持つ柔道整復師が施術する施設で、医療機関ではありません。したがって、保険が使える範囲が限定されています。つまり、保険が使える場合と使えない場合があります。単なる肩こりや筋肉疲労などで施術を受けたものは保険の対象となりませんので、注意してください。施術が数ヶ月にわたり長期に及ぶ場合や施術の頻度が多いものは、調査の対象となります。施術を受ける際には次の点にご注意ください。

保険対象となる負傷

医師や柔道整復師の診断又は判断により、急性又は亜急性(急性に次ぐ)の外傷性の原因による骨折や脱臼、打撲、ねんざ、挫傷で、内科的要因による疾患でないもの

保険対象とならないもの

- ①慢性的な肩こりや筋肉疲労
- ②スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- ③病気(神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニアなど)が原因の痛みやこり
- ④脳疾患後遺症などの慢性病や改善がみられない長期の施術
- ⑤病院で同じ負傷などの治療中のもの
- ⑥労災保険が適用されるもの

●問い合わせ先 健康福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)

留意点

- 健康保険は治療を目的としたものであり、保険の対象とならないものがあるので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。
- 柔道整復施術療養費支給申請書の受取代理人欄(住所、氏名、委任年月日)は患者本人の自筆による記入が必要です。負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認してから署名してください。
- 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので医師の診察を受けましょう。
- 骨折・脱臼の応急手当の場合を除いて、施術に関する医師の同意が必要です。

長期間にわたって施術を受けている、施術の頻度が多い、負傷原因に疑義があるなど、保険給付の対象であるかどうか疑わしい場合は、国民健康保険が調査を実施します。不適切と判断された場合は、保険給付の全部または一部を返還していただくことがありますのでご注意ください。